

現状・課題

現状等を踏まえた施策の方向

具体的な取組み

1

小児医療
(小児救急除く)

■ 小児科標榜医療機関

- 小児科病院・診療所数：1,459医療機関（R2）
- うち小児中核病院：8医療機関、小児地域医療センター：20医療機関
 - 二次医療圏における役割分担や連携体制を平時から確認し、災害時や新興感染症の発生・まん延時にも応用できる体制構築が必要

■ 小児科従事医師

- 従事医師数：1,317人（R2）
 - 高度な小児医療を担う医療機関への人材確保が今後も必要

小児医療体制の確保

□ 小児医療機関の連携体制の確保

- 二次医療圏にある小児地域医療センターをはじめとする小児科医療機関や保健所、市町村が参画する会議を開催、医療圏内における小児科医療機関間の連携体制を確保

2

小児医療
(小児救急)

■ 小児救急患者

- 小児救急搬送件数：30,129件（R3）
 - 新型コロナでは搬送困難割合が増加。新興感染症発生時においても迅速な救急搬送ができる体制確保が必要

■ 小児救急医療体制（救急電話相談、初期救急、二次救急）

- 小児救急電話相談（#8000）：73,075件（R4）
 - 限られた医療資源を有効活用するため、適切な受療行動のための府民への啓発が必要

小児救急医療・相談体制の確保

□ 小児救急医療機関等と連携した体制の確保

- 小児救急患者の受入体制を確保するため、病院の協力を得ながら、引き続き二次小児救急医療機関数を確保
- 小児救急電話相談のほか、ウェブ情報やアプリについても、公民連携等による広報活動を実施

3

慢性疾患児・移行期医療
・移行期医療

■ 慢性疾患児・身体障がい児への支援

- 療育相談やピアサポート等の支援、難病児者支援対策会議の設置
- 災害対策：特に支援を要する慢性疾患児への支援、市町村等への個別避難計画作成の働きかけ

■ 医療的ケア児への支援

- 府内の医ケア児：1,757人→うち保健所等で支援：1,093人（R3）
- 小児の訪問診療実施：111医療機関（実施医療機関の約4.0%）
- 成人期在宅医療を担う医師と病院小児科医等とのつながり薄い
 - 地域におけるかかりつけ医確保に加え、在宅医療を担う医師への研修が引き続き必要
- 医療的ケア児支援センターの設置（R5）

■ 移行期医療の支援体制

- 原疾患等を抱えたまま成人期を迎える慢性疾患患者の増加
 - 成人診療科へ移行できない患者等の課題を踏まえつつ、支援体制の構築が必要、成人後も適切な医療が継続できるよう、小児期と成人期の懸け橋となる移行期医療体制の整備が求められる
- 移行期医療支援センターの設置（H31）

医療的ケア児を含む慢性疾患・障がい児等の支援体制の整備

□ 慢性疾患・身体障がい児や保護者が、必要な医療や療育を受けながら、地域で安心して生活できるよう支援

- 保健所における専門職による訪問指導や療育相談を引き続き実施、疾患や療養、災害時における対応についての学習会や交流会を充実
- 保健所が特に必要と判断した慢性疾患児について、市町村に対し患者同意のもと、支援内容の共有等を行い、個別避難計画の作成を働きかけ
- 大阪府難病児者支援対策会議で把握した慢性疾患児の現状と課題を踏まえ、地域の実情に応じた支援事業を展開

□ 医療的ケア児に対し、在宅療養を支えるための取組を促進

- 医療的ケアが必要な在宅療養児が、予防接種や日常的な診療等、かかりつけ医で診療が受けられるように、成人期の在宅医療を担う医師等を対象に、医療的措置が困難など小児特有の知識や医療技術に関する研修会を実施
- 地域における保健・医療・障がい福祉・保育・教育機関等による症例検討や研修会等の実施や関係機関会議への参画など、関係者が連携して支援できる体制づくり
- 大阪府医療的ケア児支援センターにより医療的ケア児及びその家族に対する支援体制の構築の推進

□ 小児期医療と成人期医療をつなぐ移行期医療の取組を促進

- 小児期から成人期に移行しても継続して医療を必要とする医療的ケア児に対し、移行期医療支援センター事業を推進し、発達段階を考慮した自律・自立支援や、成人科医療機関等で必要な医療を継続して受けられるよう支援
- 成人移行期の医療体制整備に向け小児診療科と成人診療科、関係機関が連携してシームレスな医療提供及び患者支援ができるような仕組みづくりのための移行期医療・自立支援に関する現状調査、啓発、関係者への研修を実施

現状・課題

4 母子保健

- **母子保健事業**
 - 母子保健法に基づく市町村への技術的支援（人材育成等）
- **児童虐待（医療機関との連携）**
 - 要養育支援者情報提供票等による情報提供件数：8,130件（R2）
 - 児童虐待対応の院内体制：全救急告示医療機関で整備済（R2）
 - 全医療機関において児童虐待の早期発見に向けた取組みの必要性

現状等を踏まえた施策の方向

児童虐待発生予防・早期発見

- 保健機関において、母子保健事業を通じた児童虐待発生予防
- 医療機関における児童虐待対応の院内整備を支援

具体的な取組み

- 母子保健事業や医療機関等関係機関からの連絡を通じて支援が必要と判断した子どもと保護者を、関係機関との連携のもと適切に支援
- 母子保健事業に携わる職種と対象とした研修を開催、虐待に関する知識や対応技術のスキルアップを図る
- 児童虐待の早期発見・支援につながるよう、全ての救急告示医療機関が児童虐待に対応する院内体制整備を維持できるよう図る

5 新興感染症への対応

- **小児の感染症患者における医療体制**
 - 発生早期段階では感染症指定医療機関、協定指定医療機関で対応
- **小児の感染症患者以外の患者における医療体制**
 - 小児救命救急センター、小児中核病院、小児地域医療センター、一般小児科病院・診療所においてそれぞれ役割分担

小児医療体制の確保（再掲）

- 小児医療機関の連携体制の確保（再掲）

※検討課題：新興感染症の発生・まん延時に想定している医療機関の役割分担

- 新興感染症の発生・まん延時の状況に応じた適切な医療提供体制を整備